

門真市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 25 日

門真市条例第 4 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところであり、かつ、私たちがともに守り、伸張させていかなければならないものである。

門真市は、一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が擁護される社会を築き、真に差別のない明るい社会の実現をめざすため、「人権擁護都市」を宣言した。

一方、今日でもなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分又は障害があることなどにより人権が侵害されている現実があり、また社会情勢の変化等により、人権に関する新たな課題も生じてきている。

21 世紀を真に平和で豊かな「人権の世紀」とするためにも、私たち一人ひとりが人間の尊厳を尊重し、すべての人の人権が保障されるまちづくりを実現することが、今まさに求められている。

私たちは、「わが市（まち）門真」をこうした人権が尊重されるまちとするため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を推進し、もって一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策を積極的に推進するものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自ら人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（人権に関する施策の推進体制）

第 4 条 市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、大阪府、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（門真市人権尊重のまちづくり審議会）

第 5 条 市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する事項について審議するため、門真市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 人権に関して識見を有する者

(3) 市民

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 審議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。